就職差別撤廃と進路保障の課題

–松浦利貞さんに聞く–

います。

います。

今年(二○○八年)の就職差別撤廃集会も終わりました。(社) 編集部 今年(二○○八年)の就職差別撤廃集会も終わりました。(社) 無集部 今年(二○○八年)の就職差別撤廃集会も終わりました。(社) にます。 今年(二○○八年)の就職差別撤廃集会も終わりました。(社) にます。 今年(二○○八年)の就職差別撤廃集会も終わりました。(社) にます。

とこ。

すか。 就職差別撤廃の課題に取り組まれるようになったのはいつごろからでおける取り組みの歴史について伺いたいと思います。松浦さんがこの編集部 それではそれがどういうことかを伺う前にそこに至る東京に

何もわかっていなかった私

同時に都立高同研(都立高等学校同和教育研究会、現在は都立学校同松浦 一九七五年に都同教(東京都同和教育研究協議会)を結成し、

歴史ということになります。
をわけで私がお話するのは都同教、同和教育の側から見た取り組みの史といっても部落解放同盟の差別糾弾闘争、行政交渉の流れと力があじめお断りをしなくてはいけないと思いますが、東京の取り組みの歴和教育研究会)をつくって以来ということになりますね。ただあらか

たと思います。

林たちが取り組みを始めた頃にはすでに全国高等学校統一応募用紙がつくられる以前の教職員の意識としてはごく普通のものであっ東京は私も含めてそのことの意味、意義を理解していませんでした。東京は私も含めてそのことの意味、意義を理解していませんでした。

だったと思います。と同時に当時は統一用紙以前でしたから就職にお さんの部落からも生徒が通う学校でしたが当時私はそのことに全く気 行など金融関係の会社が特にひどく、当該の生徒にはメーカーやこれ 状態が就職に影響することは常識で歯がゆい思いをしていました。銀 うのは経験的にすぐわかることでした。特に一人親の生徒や親の経済 を取り上げたりしていました。足下の生徒の姿を見ず「破戒」や西 業高校で生徒のほとんどが就職希望でしたから就職に差別があるとい 本の部落問題の本から得た知識だけでしたから差別のばらまきの授業 がつかず、それでも部落問題に関心はありましたから授業で部落問題 商業高校でした。ちょうどその年の五月に狭山事件が起き、 ける差別は当たり前の状況でした。 私が大学を出て教員になったのは一九六三年の四月で埼玉県川 信仰などあらゆるものが差別の対象となっていたのです。 本籍、 親の職業や経済状態、思想、 石川一雄 越

も当然に返上という状態でした。そして早々と五月頃に内定をもらっ の意識としては企業は差別するもの、 た生徒はそれ以後の勉強に熱が入らずこの状態を何とかしなければと ますので全生徒の就職が決まる十一月末までその作業が継続し夏休み 選考会を行って次々と生徒を送り出し、 高校は二年まで、三年になるとすぐ求人がきて五月以降、 は統一選考開始日というルールがなく青田買いがひどく、全日制では のですが当時はそういうことに全く気がつきませんでした。また当時 部落差別によって不採用になった生徒がいたのではと今になって思う っていなかったのです。私の担当した生徒の中にも部落の生徒がおり、 うことは常識として知っていましたがそれが何を意味するか全くわか た。本籍を聞く、戸籍謄抄本を提出させられる、身元調査があるとい てもう一つの問題は部落差別という意識が全く欠落していたことでし ためには企業に文句を言ってはいけないというものでした。 までの関係で採用してくれそうな企業を勧めていました。当時の教員 いうことは教職員共通の思いでした。 でも来年も生徒を採ってもらう 落ちてくる生徒がたくさんい 毎週校内で 私にとつ

自分のやってきたことの問題性、差別性に気づかされたのです。に部落問題、同和教育について勉強してからのことでした。ようやく、これらのことがわかってきたのは都同教を結成する前後、それなり

南葛の取り組みと都同教

、。 編集部 都同教を結成した頃の取り組みの様子についてお聞かせ下さ

制(南葛)が手に障害のあった生徒を郵便局の外務員として就職させり組みがありましたが不十分なものでした。この中で南葛飾高校定時だのは主に都立高同研でした。いくつかの高校で就職差別に対する取松浦(都同教は小・中の教職員が多いため就職差別の問題に取り組ん

けないと確認していくのです。
は生徒の生き様と教師の関わりをもって相手を撃っていかなければいて東京郵政局に対する取り組みを始め外務員として採用させた取り組みです。南葛の教師集団はこの取り組みを反省します。それはそれまでの彼との関わりが弱く彼の思いや生き様を理解せず郵政局側の拒否での彼との関わりが弱く彼の思いや生き様を理解せず郵政局側の拒否での彼との関わりが弱く彼の思いや生き様を理解せず郵政局側の拒否での彼との関わりが弱く彼の思いや生き様を理解せず郵政局側の拒否での彼との関わりが弱く彼の思いや生き様を理解せず郵政局側の拒否での彼との関わりが弱く彼の思いや生き様を理解せず郵政局側の拒否があるととでした(一九七五年)。

きた地名総鑑事件に対し 基づき差別的質問を受けた上、 相手方の対応のあまりのひどさに共闘会議がつくられて闘ったという 生士学院が外国籍を理由に在日韓国人の生徒の受験を拒否したもので また一九七八年に発生した東京都歯科医師会、 す (一九七八年)。これらの取り組みは全同教の「進路保障」の考え で合格したにもかかわらず本籍や家族の職業などを書かせる履歴書に るとともに彼の強い意志と努力、 杖では無理」として受験も拒否する郵政局と闘い、受験を認めさせ 事件にも取り組みました。これは東京都歯科医師会の経営する歯科衛 を要請する要請文を全都立高校に送り、都教委にも申し入れしました。 破っていくという取り組みでした。ただこの取り組みは南葛の学校と 方、すなわち差別をのりこえ生きる力を保障するとともに差別を打ち とに対し五回にわたる交渉を通して再受験、 す(一九七七年)。また部落出身生徒が横浜市の職員採用試験で一次 もありませんでした。この時期、 しての取り組みであり都立高同研として取り組んだものではありませ んし、このような取り組みが多くの学校に広がっていくという状況で 南葛はその後引き続き松葉杖の生徒を「立ち作業の力仕事で松葉 「就職差別を許さない進路指導の取り組み」 血圧が高いことを理由に落とされたこ 生き様を示しつつ合格させていきま 都立高同研としては一九七五年に起 合格をさせていったので

思います。 組みだしたのは一九七九年の熊本県同教の問題提起を受けてからだとものです。でも都立高同研として本腰を入れて就職差別の問題に取り

か。 編集部 その熊本県同教の問題提起というのはどういうことでした

松浦 書を使用していたのです。この時の交渉は自分たちの生徒の問題では ました。この時期は企業については統一用紙が使われるようになって 熊本はそこまで手がまわらないので東京でやってくれという話があっ 統一用紙違反の書類や面接をした東京の企業、 ました。ところが看護学院は不記入個所を一々質問した上部落問題、 受験した際、 なかんずく東京をなんとかしろと突きつけたのだと理解しました。 なく熊本から頼まれての代理戦争ですから私たちにとって本意ではな 指導がなかったため統一用紙以前の企業の社用紙と同じような入学願 いましたが大学、短大、専門学校、 短大等の入学願書を調べ、統一用紙違反の学校について問題提起をし る企業や学校の差別的体質に直面したのです。この時、私の方で大学、 て企業や学園と交渉し、事実を認めなかったり、言い逃れをしたりす たのです。 同和教育についてしつっこく聞き不合格としたため熊本県同教が全同 長名の通知書および校長の趣意書をつけてその部分を不記入で出願し いわけです。 入と戸籍抄本の提出を求めたため、その必要はないという熊本県教育 (全国同和教育研究協議会)とともに取り組んだのです。 九七九年に熊本県の生徒が神奈川の藤沢市立高等看護学院を 都同教 熊本や全同教が東京にやらせたのは余りにひどい東日本 学院が出願書類に本籍、 (これは都同教として取り組みました)として初め 私立の小中高ではまだそのへんの 家族の職業、 学園がたくさんあって 健康状態などの記 その年に

編集部 当時の東京はどういう状態だったのですか。

一用紙についての理解がない。以前にくらべて記入項目が簡単になっ松浦 統一用紙制定以前の状態だったと思います。まず学校現場が統

料として使っただけのことでした。 料として使っただけのことでした。 料として使っただけのことでした。 がそうならそれはそれでと使い分けをしていたようです。都の労働経 言えませんが統一用紙違反の実態があるということは明らかでした。 言えませんが統一用紙違反の実態があるということは明らかでした。 しかし違反企業への具体的指導が行われたわけではなく数字を啓発材 しかし違反企業への具体的指導が行われたわけではなく数字を啓発材 料として使っただけのことでした。

編集部 どういうところから取り組みを始めたのですか。

やれ、 どう取り組むのか、 く実態を正しくつかめるものではありませんでした。それでも半数近 組合 松浦 まかせ、 のかといった質問には全く答えませんでした。 就職差別が生じないよう努めるのは企業であって差別に対して学校は することができるよう」指導するという方針をくりかえすだけでした。 意義について理解させるとともに、 別が生じないように努める」、就職希望の生徒には「統一応募様式の 教委と交渉をもちました。 の理解も決して十分ではなくアンケートに協力してくれる学校も少な くの生徒が親の職業を聞かれ、 めて生徒たちから就職アンケートを取りました。しかし、初めは組合 用紙違反の実態が明らかになり、 (東京都高等学校教職員組合=都高教)に頼んで一九八二年に 要するに取り組むなと言っているようなものでした。 まず私たちも実態を知らなければならないということで教職 学校は差別事件になると面倒だからそうならないよううまく また生徒が差別的質問を受けた時どうすればいい しかし、 八%の生徒が本籍地を聞かれるなど統 企業等の選考に際して正しく対処 この頃の都教委は学校は「就職差 この結果をもとに組合とともに都 暗にこの問題は職安に

嘸集部 重い状況からの出発だったのですね。

きが始まりました。いつ頃からかというのがはっきりしないのですが松浦(はい。さらにこの頃東京では高校生の青田買い、早期選考の動

関東一円に広がってしまいます)で一般化してしまったのです。 題性を訴えました。 組合の調査に会社見学、早期選考の項目を入れ、 だ一部だけの現象が大きく広がってしまいかねません。都教委と話し も商業高校を中心に夏休みに会社見学と称して会社訪問が行われ事前 が夏休みに生徒を会社見学に送っているということを話しました。 職安の会議に出た時、 私が最初に気づいたのは一九七七年のことです。 しえないと会社訪問にふみきり会社訪問、 ことは痛恨の極みでした。最後まで慎重だった工業高校が流れには抗 せることになり、会社見学、早期選考を広げる一因になってしまった いう事実があるということを知らなかった学校、教職員に事実を知ら ましたが都教委は全くやる気がありません。一九八五年、思いきって の選考(早期選考)が行われているようだといううわさが入ってきま たがもしかするともう始まっていたのかもしれません。そのうちどう の時はまだ事前の選考が行われているという感じではありませんでし 私たちは悩みました。これをうかつに調査して問題にすればま しかし私たちの力は弱く私たちの問題提起はそう 一校だけでしたがある都立普通科高校の担当者 早期選考は首都圏(その後 結果をふまえこの問 この年、 就職担当で そ

本試験は形骸化し、会社によっては夏休みに面接、筆記試験をやってていました。ところが関東では夏休みに会社見学と称して生徒たちでがました。ところが関東では夏休みに会社見学と称して生徒たちでがました。ところが関東では夏休みに会社見学と称して生徒たちでがました。ところが関東では夏休みに会社見学と称して生徒たちていました。ところが関東では夏休みに会社見学と称して生徒たちてれるのです。正式には十月一日の本試験を受けてからなのですが本試験は形骸化し、会社によっては夏休みに面接、筆記試験を行い結果は続け、当時は青田買いの弊害をなくすため一九七一年から推薦開始松浦 当時は青田買いの弊害をなくすため一九七一年から推薦開始

ます。
されは関東の現象なので西日本の生徒がルールを守って東京のます。これは関東の現象なので西日本の生徒がルールを守って東京のいますので二度手間の必要はないと本試験をやらないところも出てき

全同教の進路保障担当者会

松浦 編集部 東の早期選考については私の方から実態を報告していますので東京の 言えば東京は数万件と言えるような状況ですから話になりません。 では二○件とか五○件、多くてせいぜい一○○件です。 この進路保障担当者会は全同教にとっても大きな役割を果たしたと思 専門委員(全同教大会の分科会司会者)も担当するようになりました。 りました。 神が崩れてしまうとそれぞれの府県で取り組むとともに全同教にも問 削除、簡素化したということで西日本の同教がこれでは統一用紙の精 録」欄に「勤労意欲」 統一用紙と求人票の改訂が行われました。 取り組みの節目の年と言われています。一九八四年、上から一方的に いますが私にとっても学ぶことの多い会でした。 交渉には出席してきました。またこの年から進路保障分科会の全同教 教は毎年進路保障担当者会を開き文部省、 題提起をしました。全同教が緊急に進路保障担当者会を開き、 た。また求人票は簡素化と称して求人側があまり書きたくないことを 会性」、「勤労意欲」その他の項目がABC評価されることになりまし んだ結果、翌年統一用紙、求人票は再改訂されました。それ以後全同 いうことだったのですが免許の項目が新設され、「行動及び性格の記 用紙違反の事例が多数報告され問題になっていましたが各府県単位 当然問題になりました。 それは全同教などで問題にならなかったのです 私も最初の会から都同教の仕事を降りるまで毎年この会と の項目ができ「基本的生活態度」、「自主性」、「社 実は一九八四年が全同教の進路保障 労働省交渉を行うようにな 指導要録の改訂に準じてと 西日本の同教では統 しかし件数で 取り組 関

編集部

早期選考というのは具体的にはどういう形で行われるのです

利用されたということです。 すが本来入社時の検査を義務づけたものが採用前に選考の手段として り組みとなりました。これは労働安全衛生規則の改定に基づくもので 液・尿検査など健康診断の差別性について問題提起があり全国的な取 ければと思っていました。また一九九二年この会に熊本県同教から血 り組みや資料が参考になり何とかそのレベルまで東京をもっていかな 京しか出ていませんでしたから東日本の問題はすべて私のところへき どがなされていました。そこに至るまでには激しい闘争や苦労があっ 関東では早期選考をやっているらしい」という皮肉っぽい話から実際 取り組みを見守ってくれていました。それでも「聞くところによると らこの問題性は初め理解されませんでしたが私は熊本の人たちの差別 ていました。西日本の中では特に熊本、徳島、広島、大阪、 われていると受けとめていました。また東日本の同教からはいつも東 のにこんなこともできないのかと誰も言いませんでしたが私はそう言 たと思います。東京は全同教大会ではりっぱな実践報告を出している からも「言わない書かない」を支えるような企業指導や文書の添付な 違反企業への直接的な抗議などの取り組みが行われ、また行政、 して学校では不適切な質問には「言わない、 西日本の多くの府県では就職受験生の悉皆調査(受験報告書) に被害生徒が出てきますと何とかしろということになっていきます。 学校から行政への通報と指導のシステムが整備されています。 統一用紙にも身体状況の欄がありますか 書かない」の取り組みと 滋賀の取 が行わ そ

こから新しい取り組みが始まるのです。しかし、都同教にとってはこ日としたのです。全同教はこれに反対して取り組みましたがこれを元従来の九月二一日から九月五日に、選考開始を十月一日から九月十六省、労働省は高卒求人の推薦、選考開始期日をくりあげ、推薦開始をまたこれに先立つ一九八七年、大学の青田買いのあおりをうけ文部

編集部

この時期はどういったことが交渉の課題になったのですか。

を許さないという思い、

感性の鋭さに強く感じいりました。

選考開始日くりあげとK銀行就職差別事件

編集部 それはどういうことですか。

松浦 すが、このK銀行の事件では当時の生井栄一会長にも出 東京人企連(東京人権啓発企業連絡会)などでも重要な問題として受 忘れ、採用面接時に親の職業を聞いていたこともわかっていました。 銀行の品位と信用を落とす」と発言する差別事件を起こし、 をもちました。K銀行は以前広島の高校で「部落出身者を採用すると す。私たちはすぐに組合、解放同盟にも協力をしてもらい銀行と交渉 以後は都同教としてすべて取り組むことになりました。 同盟都連) と並行して都行政との交渉も行い、以後東京都の行政三局 けとめられ教訓化されていきます。そしてこの問題で銀行との交渉 反省し、改善の措置を約束しました。 八八年から八九年にかけての三回の交渉で銀行も事実を認め、 て反省し全行的な取り組みを約束していたにもかかわらずそのことを 心に早期選考ですべてを決めるという報復的、 ようです。その結果この通知は撤回されましたが翌年の一九八八年、 高教)は委員長名でK銀行に抗議し他県でもそのような動きがあった 知を出しました。都同教は東京都労働経済局に問題提起し、 は進路の問題は都立高同研という位置づけが都同教の中にあったので K銀行は一部を除いて都立や県立高校には求人を出さず私立高を中 K銀行が首都圏の高校に六月十五日書類提出、 に早まるのではと心配したのですがそれが現実のものになりました。 教育庁、 関東では高校生の早期選考が広がっていましたのでこれがさら の交渉、 総務局学事部) 定期協議が行われるようになりました。 と運動側三団体 この取り組みは全国銀行協会や 差別選考を行ったので 七月二日選考開始の通 (都同教、

当初私たちは交渉、 そのためにも就職希望者に受験報告書を提出さ 都側は協議と位置づけていましたがいろい 一用紙違反と就職差別の深刻 この

だけで一歩も前へ出ようとしませんでした。 ポーツ局)、 年から始まった教育長、 実態の反映ではあるのですがまったくやる気がありません。 ません。従って私たちは学校が問題であり、教育庁が動かなければ状 安は違反があれば指導すると言っているわけですが違反について企業 がいがないと確認できる企業名だけを協議の席で労経局に提起して、 勘ちがいも少なくなく、違反について複数の回答がありおおむねまち 時期の課題はその前からそうでしたが統 ろなことを考えると協議会と位置づけた方がいいと思いました。 に立たせることはしない、 かない」の取り組みは就職差別は教員が取り組むべきことで生徒を前 を出しただけでそれ以上何もしようとしませんでした。「言わない書 況は変えられないと考えていました。しかし教育庁は学校現場の意識、 が自分から申し出るわけはないので学校が問題提起しなければわかり 名を特定することが難しく問題提起できた企業は少しだけでした。 生徒だけでも四~五○○人、二○~三○%あったにもかかわらず企業 本中心)から提起されたものです。私たちの力も弱く就職アンケート からは違反報告がほとんど上がってきませんからこれは他府県(西日 反件数を一年五○件程度としか認識していません。 せるための方針の策定などでした。 ての学校で行うための方針の策定、それから高校の早期選考をやめさ せる、就職差別を許さない「言わない、書かない」の取り組みをすべ な実態を認めさせる。 (生徒の受験報告書) 指導をしてもらっていました。数で言えば親の職業を聞かれた 労働経済局長(現産業労働局)のいわゆる三局長要請文 には企業名が書かれているのですがまちがい、 総務局長 早期選考は都立高校だけでは難しいと言う (現在は管轄が替わって生活文化ス しかし、労働経済局は東京での違 しかも東京の学校 一九八六 職

N社・足立職安差別事件

編集部 ろいろ動きがありましたよ 九九三、 九四年のN社・ 足立職安差別事件の取り組みで

松浦 ちは統一受験報告書による悉皆調査を求めていましたが都教委は各学 職差別をなくすための東京都の基本的考え方」という基本方針を出 られたわけです。解放同盟の糾弾会や行政交渉によって東京都も「就 ろから始まったのですが二六市中十九市に違反があったのです。 区のいくつかの市の願書を取り寄せたのを私が見てびっくりしたとこ 校の方が売り込んでいるのだときびしい批判がされるようになってい てありえないというのが現場の教職員の常識です。全同教でもこの頃、 者のいる学校で早期選考がないということは一部の定時制高校を除い た。健康診断の事例を報告した学校は四七校あったのが○校になって 告した学校が二四校あったのが聞き取りをすると四校になってしまっ していました。 校で生徒に報告をさせているので学校としての調査報告だけでよいと しその中で教育庁も就職希望生徒の実態調査を行うとしました。 ことですし足立職安の事件は本家本元の職安がよくわかっていないと 企業を指導しても指導する行政の方がまったくわかっていないという しました。きっかけは私の娘が公務員試験を受験しようとして多摩地 験の応募用紙に統一用紙違反の項目がある事例が多数あることが発覚 た感じになりました。その少し前一九九〇年に多摩地区の職員採用試 しまったということです。当時、 ると二校に減ってしまった。 ことを報告した学校が当初は三○校あったのが都教委が聞き取りをす いうことですから東京都も建前だけのこれまでの施策の見直しをせま 東の問題は はい。N社・足立職安の事件で東京都もようやく重い腰を上げ 「青田買い」でなく「青田売り」、 その結果例えば一九九六年の例ですが早期選考がある 面接時に統一用紙違反があったことを報 早期選考は常態化しており就職希望 すなわち企業より学 民間

年です。

「○%台に減り、他の違反項目も最初の頃にくらべれば随分減っては一○%台に減り、他の違反項目も最初の頃にくらべれば随分減っては上です。また当時組合調査で親の職業を聞かれた生徒が二○%台からました。また当時組合調査で親の職業を聞かれた生徒が二○%台からました。また当時組合調査で親の職業を聞かれた生徒が二○%台からました。また当時組合調査で親の職業を聞かれた生徒が二○%台からました。また当時組合調査で親の職業を聞かれた生徒が二○%台から

この時期一九九三年十二月十日に統一用紙二○年記念集会を開催してのではないでしょうか。

っていました。

大量に売れたのですがなぜか都同教はもうからないという仕組みにながら東日本の早期選考を西日本にも広げようとする動きと闘っているから東日本の早期選考を西日本にも広げようとする動きと闘っているから東日本の早期選考を西日本にも広げようとする動きと闘っているがら東日本の一期選考を西日本にも広げようとする動きと闘っているがら東日本の一部の大熊監督の手でつくってもらいました。就職差別の現状と取また一九九五年に都同教企画のビデオ「就職差別をなくすために」

た内容でした。氏銀行事件以後、人企連の人たちとの交流が増え人企連や各企業の とのなでした。の人ためのでした。の本学校の職員研修などとはくらべものにならないようなしっかりした。の本学校の職員のというでもらうことが多くなってきました。の本業の人ためのででした。の本業の人をの本業の人をの本業の人をの本書の人をの本書のとの本

一九九六年に統一用紙が大幅に改定され本籍欄と家族欄がなくなり

た。欄の削除も求めていましたが文部省の反対でそれは実現しませんでし欄の削除も求めていましたが文部省の反対でそれは実現しませんでしました。全同教の取り組みが実ったということですが私たちは保護者

文部省に提出し要請行動を行ったりしました。東地区の早期選考および統一用紙違反の改善に関する要請」を労働省、および群馬、埼玉 、千葉、東京の関東の都県同教委員長連名の「関ーまたこの年には関東の状況を何とか打破したいということで全同教

題なのだと思いました。 者から電話があって「なぜ親の職業を聞いてはいけないのか」と質問 学の就職協定は一九九六年に廃止され、 のことを知っていても他の人々は何もわかっていないわけでそこが されました。結局、 反対であるという意見を「論壇」に投書しこの時は採用されました(大 たため私がそれは高校の青田買いをさらにあおることにつながるから になり朝日新聞が社説で就職協定はやめた方がよいということを書 きました。実はその七年前リクルート事件の際大学の就職協定が問題 ておくわけにはいかないと「声」欄に投書したのですが採用されませ 全く統一用紙を理解せず冷ややかな目で見ていることをそのままにし たらしい」と述べました。 指摘され二日後の同欄で「議論したいこともあるが私が注意散漫だっ いっそうの早期化、 んでした。しかたなくその辺のいきさつを都同教ニュースに載せてお について聞くことは意味があるということを書き、すぐに労働省から 同じく九六年、 朝日新聞の「天声人語」が就職面接で尊敬する人物 長期化を招いている)。その時に「論壇」の担当 企業は、 朝日新聞の顔ともいうべき「天声人語」 行政もそうですが人事担当者は統 以後現在の大学生採用 一用紙

用紙のような項目を記入させる例が多くありました。私立学校の入試れました。大学、短大、専門学校、私立の小・中・高の入学願書に社一用紙の趣旨に反するいろいろな事例が私のところに次々ともちこままた話は違いますが私たちが就職差別の問題に取り組んで以来統

件を契機に人権尊重教育推進校を引き受け都立としては数少ない同和 もち活動しています。 とになります。西日本の同教組織のように事務局に同和教育推進教員 り組むためには他の事例を含めて資料を準備しなければ取り組めませ 平気で載せていたり、市販の進路関係の書籍にやはり違反事例を疑問 さん書かせていました。あるいは多くの高校で進路指導の手引きとい が以前は社用紙なみにくわしく家庭状況や必要もない個人情報をたく 生徒の家庭状況を記した生徒調査書(家庭環境調査書)を書かせます のものがまた戻ってしまう事例もありました。また学校では入学時に 次々と違反事例が出てきますし、中には一度指導して改善されたはず た。これは違反の用紙がありますのでそれほど難しい問題ではなく都 で国籍、 ホームルームなどを行っている学校でした。 ころも少なくありません。私が定年前に勤めた竹台高校は部落差別事 るのですが全く無視したり、 いうことはきりがありません。行政が指導すればそれなりに改善され いのだと愚痴をこぼしたいところでしたがそれは我慢しました。こう 徒と関わり家庭訪問もしょっちゅう行っていましたから私だって忙し が専従で配置されているところと異なり都同教はみんな担任、 局私が一人で資料を集め行政や学校、 ら資料を出してくれ、集めてくれと言っても資料は集まりません。 違反事例をもちこむ人はこれは問題ではともちこむのですがそれに取 ももたずそのまま紹介して対策を説明するなどの事例もありました。 ったパンフを作るのですがその中に統一用紙に反するような質問例を ました。それでもすべての学校の願書をチェックするのは難しいので で私学を管轄する総務局学事部や都教委、文部省なども指導してくれ いましたのでその都度願書を点検し管轄のところに問題提起をしまし しかしこういう仕事は面倒であまり楽しいことではありませんか 親の職業、 経済状態などで差別する学校があることを聞いて 私も担任、 問題意識もなくそのまま放置していると 授業をもち部落の生徒や朝鮮人の生 出版社などに問題提起をするこ 私が赴任した時は推進校 授業を

で是正はしたのですが学校というのはこんなものなのです。で是正はしたのですが学校というのは四年目でした。そして初めて生徒用の生徒調査書が使われていたのです。もうとっくの昔にこの問題は解決しているはずなのに何で今のです。もうとっくの昔にこの問題は解決しているはずなのに何で今のです。まだ依然として昔の古いままの生徒調査書が使われていたがにこんなものがあるのかとショックを受けました。引き受けたこの学のです。もうとっくの昔にこの問題は解決しているはずなのに何で今のです。まだ依然として神めて生徒用の生徒調査書を見てびっくりがにこんなものがあるのかとショックを受けました。引きでした。私はも辞退し同和ホームルームも形骸化しなきに等しい状態でした。私はも辞退し同和ホームルームも形骸化しなきに等しい状態でした。私は

思います。桐畑さんを中心とする荒川商業高校定時制の取り組みが大きかったと祝を大きく変える上では一九九九年のC社の差別事件とそれに対する少しずつ動きが始まり統一用紙違反も減ってきたとは言え東京の状

C社就職差別事件

編集部 選考を行い正規の試験もこの生徒とは別に前日の十六日に実施し、 すると

C社が親の

ことを必ず

面接で

聞いている

こと、

夏休み中に

事前 り組み、また組合を通してC社を受験した他校の様子を調べました。 どうかを聞きその上で不合格とします。 松浦 洋服関係の会社であるC社を荒川商業の生徒がルールを守り九 ころと育ったところが同じかどうかなどどうでもいいようなことに思 たはずですがどこからも報告が上がっていませんでした。生まれたと の生徒の試験はアリバイ的に実施しただけということがわかりまし などをこまかく聞き、さらに生まれたところと育ったところは同じか たため母親のこと、別れた父親のこと、 月十七日に受験します。しかし履歴書の保護者欄が母親の名前であっ た。またこのような違反については都教委へ報告することになってい C社の就職差別事件というのはどういう事件でしたか その職業、兄弟の職業や学校 荒川商業の先生たちはすぐ取

という考えを出しましたが都教委は依然として保護者欄にはこだわっ うとしていました。 ていました。 ら国の管轄に変わる時期でした。労働行政は保護者欄はなくてもよい 線記入)の方針を出すよう求めました。 保護者欄の削除とそれができるまでは保護者欄の不記入(あるいは斜 女性の名前であれば企業が違反質問する可能性が高いということで、 だということで追及しました。また統一用紙に保護者欄がありそこが こうむった事態に私たちは都教委の姿勢がこのような結果を招いたの りました。 起をするまでどこからも問題になることがなかったことが明らかにな り組み、行政や解放同盟が関わる中でC社がこれまで部落出身者と一 われますがC社はそれによって部落出身かどうかを調べる材料にしよ 7親家庭の生徒は採用してこなかったこと、そして荒川商業が問題提 都の三局長要請に従ってまじめに受験した生徒が不利益を 荒川商業の先生たちはこれは絶対に許せないと取 この頃は労働行政が東京都か

早期選考の是正へ

を就職差別解消促進月間とし、就職差別撤廃集会の第一回が開かれたとの事務局長をしていましたがこの仕事も六月の総会でやめました。この時期いくつか変化が見られました。すると東京労働局は国の機務であった東京から国直轄になりました。すると東京労働局は国の機務であった東京から国直轄になりました。一つは今も言いましたが二○この時期いくつか変化が見られました。一つは今も言いましたが二○とます。しかし他府県ではそんなことを言っていないという事実もあします。しかし他府県ではそんなことを言っていないという事実もあします。しかし他府県ではそんなことを言っていないという事実もあします。しかし他府県ではそんなことを言っていないという事実もあり、解放同盟もいろいろ動いてとりあえず協議の場は維持されました。それから一九九八年の大阪の差別身元調査事件を受けて東京都が六月を就職差別解消促進月間とし、就職差別撤廃集会の第一回が開かれたを就職差別解消促進月間とし、就職差別撤廃集会の第一回が開かれた。

護者欄はなくてもよいという考えを示し、これを受けいくつかの都立 と」、「九月十六日以前の企業訪問後、 ての通知を出し、 教組に協力を求めました。これを受けて企業も事前選考をやめ純粋に 守られたと思います。 をそろえるならともかく自校だけになったらという疑心暗鬼の出発だ 趣旨の指示文書を出しフォローしてくれました。全部の学校が足並み 委の説明不足から「同和団体の圧力」とか「違反には処分が出る」と 選考防止に取り組んでいることを周知させるための要請文を企業あて させるよう通知しました。 止に足を踏み出したのもこの年です。 のもこの年、二〇〇〇年ですね。また都教委がようやく早期選考の廃 不退転の姿勢が感じられ大変嬉しく感じました。 と受けとめたからだ思います。 生徒を守ろうとして必死に動いた荒川商業の教師集団の訴えをきちん が動いたのはC社就職差別事件を通して生徒の人権が侵害され、 見学方式をとるようになっていきます。 会社説明会、見学会にきりかえたところも出てきました。そして二〇 委員会や労働局、 け」とか「都立を除いて選考してしまう」などと言い、都立の生徒が 葉などの公立学校は動かず、企業も「書類をもってこないのは都立だ に出しました。都教委の突然の変化に現場から反発や疑問が出、 不利益をこうむった可能性はあります。都教委や労働局は周辺の教育 ったと思いますがふたをあけて見るとおおむね都教委、 いったうわさも流れました。 いこと」とし、さらに企業訪問の際早期選考防止の文書を生徒に持参 い調査書や早期選考につながるおそれのある書類を持参させないこ ○二年からは都立高校のみが不利益をこうむることのないように職場 九月十六日以前の企業訪問に際し、「校長公印のな 私学協会などに協力を求め、 都立は守ったとしても私学、 これを受け東京都労働局も都立高校が早期 組合もこれについては都教委の通 都教委に都立高校だけでもやるという 採否の可能性を企業に打診しな 都教委は早期選考の防止に これまで動かなかった都教委 私たちも各県同教や高 その後、 神奈川、 組合の指示が 都教

だと思います。 らの動きが二〇〇五年の統一用紙改定の保護者欄削除につながったの高校が熊本や三重のように保護者欄不記入の取り組みをします。これ

ここまできた東京の取り組み

ですが。ですが。ここであらためて先日の進路保障協議会の感想を伺いたいの

だめで具体的に違反を指摘し改善させる動きがなければ事態は進みま 時間がかかると思います。就職差別をなくすには行政の啓発だけでは 差別が根絶されることが目標ですがそれが完全に達成されるにはまだ 果には大きな乖離があったのですがかなり近づいているようです。 後の様子を聞くとその仕組みが動いているようですね。 問題はその仕組みが機能して動くかどうかということでしたが、 松浦 ということを知り、 念願であったのです。 別をきちんと把握し、すぐ対応できるシステムをつくることが長年の ついては学校にすぐ報告するよう求めています。 についてふれ「言わない、書かない」まではいっていませんが違反に フが用意されています。そこでは統一用紙の意義、早期選考の問題性 してまだ全生徒に配るというところまではいっていませんが生徒用に です。これまでは私たちの組合を通しての調査結果と都教委の調査結 報告書に基づく統一用紙違反企業の報告も学校から上がっているよう 立高校では早期選考につながる動きがなくなり、生徒の統一した受験 企業指導の仕組み図 就職を希望する高校生の皆さんへ」とする東京都教育委員会のパン はい、私がやめる直前、学校―都教委―労働局間の通報、 私にとって西日本の各府県では当たり前になっている違反や差 大変嬉しく感慨深いものがありました。私たちが (フロー・チャート)が行政側から出されました。 それがようやく東京でも何とか実現されてきた 統一用紙違反や就職 少なくとも都 調 その 査 そ

さんのご努力に感謝したいと思います。
という気持ちです。いずれにせよ行政の人たちも含めて関係者のみなさでもあるのです。こんなに時間がかかってしまい本当に申し訳ない本にくらべて三○年も遅れていたのです。でも本当は動こうとしない取り組んで三○年でようやく実現したのです。逆に言えば東京は西日

編集部
そうすると今後の課題はどうなりますか。

ンについたということだと思います。ということでようやく就職差別撤廃に向けた取り組みのスタートライ松浦(まだまだ課題は山積と言っていいと思います。仕組みができた

部省 ての東京近県や私学の問題はまだまだの状態にあるのです。 かわらず取り組みのない県は統一用紙以前の状態にあることはまちが 査も行われず取り組みもされていません。労働省(厚生労働省)、文 れましたので相当改善されたと思います。しかし、その他の所では調 組んだ頃と同じような実態が明らかになり、行政も何もわかっていな いないと思っています。また、 益を最優先に問題提起をして闘わなければ実態も明らかになりません しています。この問題は現場の教職員が子どもを大切に、子どもの利 を出してどこからも文句がこないのだからすべて通達通りになってい いという現実がありました。石川、 し改善もされません。 ると本気で思いこんでいるのか、通達を出したというアリバイを大切 石川、新潟が就職の実態調査に取り組んだところ私たちが東京で取 本の各県はまだということです。 にしているのわかりませんが「問題はない」という認識、 それに東京はやっとここまできましたが東北、 (文部科学省)あたりは交渉してみると、統一用紙を作り通達 統一用紙ができて三〇年以上経っているにもか 早期選考、 東京より遅れて県同教がつくられた 新潟ではその後取り組みが進めら 統一用紙違反の問題につい 北海道をふくめ東 説明で一致 もちろん

西日本にしても県ごとに温度差があるわけで行政主導の県や高校の同

仕組みが危なくなってきているという話も聞いています。ります。「法」期限切れ後西日本でもこれまで築いてきた成果や財産、教、同研組織が弱いところは取り組みが十分とは言えない状況にあ

和や文書募集の早期解禁などの問題もまだ解決されていません。 高校生の就職について私のいた頃に動きが始まった一人一社制の緩

規制緩和のもたらすもの

です。 生活が苦しいのは努力しなかったからでそれは自己責任だということ た。被差別の人々はもちろん労働者、 竹中平蔵さんなんかが言っている経済的見通し、改革プランもそうな なってきたのです。本来、 パート、アルバイト等非正規不安定雇用が拡大される、 よって職業紹介事業が民間に開放され、 で切り捨てる路線だったのです。 いうことですが、そこでは努力しても報われない現実は全く無視され、 いわけです。そもそも発想が努力したものが報われるようにしようと つようになり歴史認識や人権に敵対的行動をとるようになっていまし の前後から安倍前首相に象徴される若手の右翼的政治家たちが力をも ったらどういうことになるか考えてごらんと話していました。またこ にも小泉さん、人気があるけど彼のやっていることは大変なことで してきました。こうなることは初めからわかっていたことで私は生徒 していわゆる格差社会、 る面で強者、大企業の利益を優先させ、弱者、労働者、 人労働者もふくめて長時間、 徹底した競争原理、 次に現在大きく問題になっている小泉構造改革以来の社会変化 貧困の労働者層を生み出したことがはっきり 労働者の立場を守るべき労働行政が、 市場原理、 低賃金労働があたりまえのような状態に 特に、 規制緩和と民営化路線があらゆ 庶民の人権など全く守る気はな 雇用、 労働者派遣事業が拡大され 労働面での規制緩和に さらには外国 庶民を犠牲に

ではと偏見かもしれませんがちょっと感じました。 使うことにより逆に事の本質を弱め、 と思います。今年の集会でちょっと気になったことですが英語が使わ ます。どれだけ人権を大切にしているかがCSRの指標になるのでは されあるいは低開発国、 のために自社で働く労働者の人権や被差別者、 商品・サービスの提供、 業をふくめて偽装、 職安にはぜひがんばってもらいたいという気持ちです。この間、 介や労働者派遣業が労働者の利益でなく客である企業の利益と自分の 譲って労使に中立的であるとしても民間に開放されれば民間の職業紹 来の意味が伝わらないということであろうと思いますが、私は英語を れすぎで私にはよくわからないことが多かったということです。 なるということであれば体質は何も変わっていないということになり 企業が何をしてきたのかという反省が必要になるでしょう。そしてそ な言わずもがなのことを言わなくてはいけないということはこれまで れ人権は二の次になるのではという心配があります。法令遵守、 令遵守やよい商品・サービスの提供、環境保護といったことが重視さ と思います。しかし、集会でも指摘されたようにどちらかというと法 念としてのCSRが考えられるようになったことは大きな意味をもつ ということで人権や就職差別の問題が考えられたようですが新しい概 上げられたのは当然です。少し前まではコンプライアンス(法令遵守) 今年の第九回就職差別撤廃集会でCSR(企業の社会的責任)が取り が次々と発覚し、もうけしか考えない企業への不信が強まりました。 紙の趣旨を守るなどということは二の次になってしまいます。労働局、 利益のため動くであろうことは誰にでもわかることです。当然統一用 いろな概念、ニュアンスがあるので単純に日本語に訳してしまうと本 欠陥 環境保護などいずれも当たり前のことでこん 途上国の労働者、 (危険) 商品、 薄め、 法律違反、隠蔽等々、不祥事 農民、 軽いものにしてしまうの 地域住民の人権が無視 子どもたちが犠牲に いろ

統一用紙は憲法具現化の宝

開いて就職差別撤廃に向け組織的に取り組むことを申し合わせていま 年には「進路指導」でなく「進路保障」と位置づけ、「同和教育の総 思います。それが部落解放運動の高揚とともに一九六〇年代、 その意義をあらためて確認しておきたいと思います。 企業も本腰を入れた取り組みを始めるのですが、 あとを絶たず統一用紙定着化の取り組みが続きます。 いことを面接で聞いたり、 なっていくのです。 文部科学省)、全国高校長協会が定める全国高等学校統一応募用紙に られます。これが一九七三年、 つくる動きが始まり、近畿では一九七一年に近畿統一応募用紙がつく 用紙が使われていたことに対しこの社用紙を拒否し独自の応募用紙を の怒りが爆発したのです。この中で当時就職に応募する際差別的な社 横行している現実に手を出さず生徒たちにがまんを強いていることへ まります。教師たちが差別をよくないと口では言いながら就職差別が 和」ととらえるよう提言し、一九六五年には第一回進路保障協議会を の各地で就職差別に対する取り組みが始まります。 形骸化し社会意識の上では戦前と変わらない状態にあったと言えると 法で「法の下の平等」、「職業選択の自由」の規定がありながら条文は した「左翼学生」や労働組合支持者などを差別するということで、 庭とりわけ母子家庭、宗教や思想とりわけ学生運動、 に外国人とりわけ在日朝鮮人、親の職業や経済状態、 九七三年以前は就職差別が当たり前の状況でした。 一方で部落出身の生徒たちによる学校、 「部落地名総鑑」事件が発覚し、 後にこれまで言葉ではふれてきましたが統 しかし、 身元調査を行ったりして差別をする事例が それ以後も企業は統一用紙に書いていな 労働省 糾弾が行われるとともに行政や (現厚生労働省)、文部省 教師を糾弾する動きも始 残念ながらそれは西 全同教も一九六三 さらに一九七五 女性、 部落差別を中心 政治運動を経験 統一用紙制定の 一用紙につい 一人親家 西日本 (現 <u>`</u>

日本中心のことで東日本はほとんど関係がなかったのです。全同教は日本中心のことで東日本はほとんど関係がなかったのです。全同教は日本中心のことで東日本はほとんど関係がなかったのです。全同教は日本中心のことで東日本はほとんど関係がなかったのです。全同教は日本中心のことで東日本はほとんど関係がなかったのです。全同教は

信条、 の意義をもっともっと広く訴えていかなければなりません。 神を具現、実現するための国民的財産であり武器なのです。 範であり約束事として存在するのです。 企業、学校、行政、 するのです。そしてこの用紙は法律や条例の規定に基づくものでなく なく、中学、大学、一般の採用にもすべて適用される精神として確立 この成果が部落差別に始まりながらそれだけでなく親の職業や思想、 この統一用紙は同和教育と部落解放運動の力が勝ちとった財産であ その背景に部落出身の生徒の思いと闘いがあったのです。 性別その他一切の差別を許さない精神となり、 市民 (労働者) すべてが大切に守るべき共通の規 法の下の平等という憲法の精 単に高校だけで そして

編集部最後に何か一言ありますか。

先程も言いましたが強い関わりをもち生徒のことを一番知っている

考になるかわかりませんが歴史や経過を知っておくということは案外 松浦 思ったら一人でも会社に話に行くべきです。もちろん学校としての取 す。これは絶対に許せない、これは自分が直接説明、 教職員の第一義的責任です。 ました。 交渉や協議の場で生きるということもありますので話させていただき と進路保障の取り組みはこれからも続くわけで、古い話がどれだけ参 えないところでのご苦労やご尽力もあったと思います。就職差別撤廃 まとめるというのもあまり簡単なことではなく大切なことを落として を読み返してお話させていただきました。三〇年の取り組みを話す、 私も昔のことは随分忘れていることがあり、今回改めて古い資料など 編集部 も前へ進みません。これは私の取り組みの基本にあることでした。 徒の問題は自分の問題だという意識、 り組み、行政への通報、 に報告して終わりということではやはり形骸化、 くれても生徒のことを直接には知らないのです。生徒のがんばりや思 のは教職員です。差別にあった生徒を守り差別をなくしていくことは いるかもしれませんし、説明不足のことも多いかと思います。私に見 いは伝わらないのです。また報告のルートができたからといって行政 いえ、こういう機会を与えていただきありがとうございました。 それではこのへんで。長時間のお話ありがとうございました。 協力をお願いすることは必要ですが自分の生 どんなに行政の人が一生懸命取り組んで 思いがなければどんな取り組み 空洞化してしまいま 話さなければと

(すいへい・東京 2008年10月号より)